

京都市告示第 202 号

京都市水路等管理条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、以下の水路等について農業用水路等に変更します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 20 年 7 月 25 日

京都市長 門 川 大 作

名 称	起 終	点 点
大宮水0003号	北区大宮西山ノ前町 1 番地の 1 地先 同町 5 番地地先	
大宮水0006号	北区大宮西山ノ前町 3 番地地先 同町 5 番地地先	

(産業観光局農林振興室農業振興整備課及び建設局土木管理部道路明示課)